

2018年11月7日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害者東京電力への照会

第一 回答打ち切りの理由について

先月、提出しました質問書に対し、貴社から10月23日付で回答がありました。こちらの質問に対しては、一部分、前回と同文の回答があった以外、お答えがありませんでした。末尾に、当委員会に対し、「今後ともご意見を賜ることは吝かではありませんが、書面での回答は、今回限りとさせていただきます」とだけ記載されていました。打ち切りの理由が書かれていないのは、文書としてきわめて不完全です。

そこで、なぜ回答打ち切りなのか、立地地域部原子力センター所長の石田様に、電話で伺いましたところ、次のような理由をあげられました。

①当初の質問書には、民間規制委員会の目的は、国の新規制基準の間違いを指摘し、原発の安全基準を科学的に向上させると書かれていた。しかし、これまでの質問はその目的に合致していない。

②言葉尻的な表面的な質問が多い。

③感情的で、回答するに値しない質問が多い。

例えば、原発シェルター設置の件で原子力事業者が避難計画を作れと要求している。

例えば、過酷事故時の対策に対し、労働安全衛生法の遵守を求めている。

④解釈しづらい質問が多く、回答しようがない。

⑤このままやりとりを続けても、原発の安全の科学的向上にはつながらず、意味がないと判断した。

以上は、電話での聞き取りのため、①～⑤のとおりで間違いがないかどうか、ご確認ください。お返事がない場合は、間違いなしと認められたものと判断します。

第二 差別について

貴社は、多方面からの意見を聞く姿勢で、反原発自治体議員・市民連盟をはじめ、各種質問書等に対し、文書回答をされていると承知しております。民間規制委員会に対してのみ、回答打ち切りというのは、差別であると考えます。差別に対しては、強く抗議します。また、「回答するに値しない」と民間規制委をおとしめて、差別を正当化しようとしていることは、大変遺憾です。回答打ち切りの撤回を求めます。

なお、当委員会の質問について、貴社に誤解があると思われますので、申し添えます。

(1)当委員会は、原子力事業者が避難計画を作れ、とは言っていない。過酷事故に備え、50km圏内の住民全員が逃げ込める原発シェルターを自治体の責任で設置し、建設費用を貴社が全額負担せよ、と要請しています。

(2)当委員会は、過酷事故時に労働安全衛生規則を遵守せよ、と言っているのではありません。過酷事故対策としての事前の水張りは、かえって格納容器を破損するような水蒸気爆発を引き起こしかねないので、そのような綱渡りの対策をとるべきではないと指摘しています。

第一、第二について、貴社のご見解を11月15日(木)までに、Eメールでお知らせください。 以上